

第三者委員会の報告書における一部認識の相違（補足）について

報告書	記載文	相違点（補足点）
9 ページ 下から 1 行目	a 須高地区外県産の「その他ブドウ」が、令和元年6月から令和2年9月までの間に9.226トン混在した。	a 須高地区外県産の「その他ブドウ」が、令和元年6月から令和2年9月までの間に9.226トン、 <u>令和2年10月から令和3年9月までの間に0.5トン混在した。</u>
27 ページ 上から 10 行目	<p>(エ) 令和7年2月18日、グ社幹部社員Aから市に対し、グ社本社及び長野営業所に農林水産省の調査が入る予定であることが報告された。</p> <p>同日、長野県市町村課税制係から市に対し、グ社の地場産品基準違反について詳細を報告するよう要請があった。</p> <p>(オ) 同月25日、総務省から市に対し、返礼品の地場産品適合性の疑義が生じた旨の電話があった。</p> <p><u>これについて報告を受けた市長らにおいて検討した結果、引き続き、農林水産省の調査及び措置を待つことを市長が決定した。</u></p>	<p>(エ) 令和7年2月18日、グ社幹部社員Aから市に対し、グ社本社及び長野営業所に農林水産省の調査が入る予定であることが報告された。</p> <p>同日、長野県市町村課税制係から市に対し、グ社の地場産品基準違反について詳細を報告するよう要請があった。</p> <p><u>これについて、2月25日に報告を受けた市長らにおいて検討した結果、引き続き、農林水産省の調査及び措置を待つことを市長が決定した。</u></p> <p>(オ) 同月25日、総務省から市に対し、返礼品の地場産品適合性の疑義が生じた旨の電話があった。</p>
37 ページ 上から 10 行目	<p>c グ社は、bの公募に対し応募し、同年10月市からbについての運営事業者として選定された。</p> <p>なお、その前に市商業観光課職員からグ社に対しプロポーザルに使う資料を事前に見せてほしいとの求めがあり、グ社がこれに応じたということがあった。</p>	<p>グ社が提出した書類（企画提案書）に不備があったことから、「プロポーザル事業者募集要項」に基づき、プレゼンテーション審査前に指摘し、企画提案書を修正のうえ、再提出していただいた。</p>